

入札に関する質疑

件 名		(工事) 7167_河原口高水敷「（仮称）スポーツ・コミュニティ広場」整備工事（第一工区）						
受付日		質疑		回答				
10/2	1	1. 間接費明細書の週休2日工事欄に「週単位」と記載がありますが、海老名市週休2日制確保工事試行要領（土木工事）《令和6年4月1日・制定》によりますと「月単位」と「通期」の2種類の週休2日しか見当たりません。月単位の週休2日の補正係数と同様の係数と考えてよろしいでしょうか？また、違う場合は各補正係数（労務費・機械経費・共通仮設費率・現場管理費率）をご教示ください。 2. 図面番号 1/18～17/18 図面名称上部に「※河川協議中であるため、計画内容に変更の可能性があります」と記載がありますが、河川協議はいつ頃終える予定でしょうか？また、河川協議の終了が遅れた場合、工期の延長は可能ですか？もし、工期の延長が可能な場合、対岸で行われるあつぎ鮎まつりの花火大会と工期が重なるかと思いますが、まつり期間中の工事場所は閉鎖するのでしょうか？		1.海老名市週休2日制確保工事試行要領（土木工事）は令和7年9月1日付で一部改正をしております。本要領より、「完全週休2日」「月単位の週休2日」の2種類に改正しており、補正係数は下記の内容になります。詳細は HP にある本要領をご確認お願いいたします。なお、当初設計においては、完全週休2日（週単位）で設計しております。				
				現場閉所実績	労務費	機械経費	共通仮設費率	現場管理費率
				完全週休2日（週単位）	1.02	-	1.02	1.03
				月単位の週休2日（月単位）	1.02	-	1.01	1.02
				2.河川協議の完了時期は年内を想定しています。またやむを得ない理由が生じた場合は、工期延期の協議に応じますが、あつぎ鮎まつりの開催に合わせて工事エリアを供用開始する予定です。				

10/3	1	質問.1 週休二日制確保工事該当の有無 発注者指定(当初計上)と明記が有ります。 また、間接費明細書に週休2日工事 週単位 と明記が有ります。完全週休2日全週現場閉所率 28.5%の補正でしょうか。 質問.2 積算に採用している単価の決定方法について。内訳書の工種ごとに、各社から提示された単価の平均値を設定単価としているのか、各社の中で最も低い単価を設定単価としているのか、または、個々の積算項目ごとに、上記いずれかの方法(平均値または最低値)を採用しているのか、ご教示願います。 質問.3 見積単価について。見積もりをを徴収している会社か、見積もり単価を公表いただけないでしょうか。	1. 海老名市週休2日制確保工事試行要領(土木工事)【令和7年9月1日付一部改正】による補正となります。完全週休2日(週単位)と月単位の週休2日(月単位)の補正があり、当初設計では完全週休2日(週単位)で設計しておりますが、現場閉所率の実績により変更設計対応となります。 2.土木工事標準積算基準書の積算参考資料を基に見積単価を決定しています。見積単価は、平均値となります。 3.HP に告示されている資料以外の公表はできません。
10/3	2	・材料調書全体明細表に記載のある材料単価の開示は出来ないでしょうか。 ・工事に使用する用水は確保出来ているのでしょうか。(給水施設等) ・受注後の速やかな施工は可能でしょうか。 ・工期が令和8年7月31日となっておりますが施工条件明示書では渇水期(通常11月～5月)施工となっております。7月31日迄の施工は可能と考えてよろしいでしょうか。 ・施工条件明示書では施工は河川協議許可後となっておりますが事前協議は行われているのでしょうか。 ・施工条件明示書にて、他工事による着手・完了時期の制約が明示されていますが施工が出来ない等の影響があるとの事でしょうか。	・ HP に告示されている資料以外の公表はできません。 ・当該現場には給水施設等はありません。施工者での手配となります。 ・基本的に現場着手は河川管理者との協議が完了してからとなります。 ・施工時期については、通常の期間は11月から5月となります。河川管理者との協議によっては通常期間以外での施工ができる可能性はあります。 ・現在も事前協議を進めておりますが、11月末には完了する予定です。 ・他工事による施工範囲及び施工順序の調整はあると考えますが、施工が全くできない期間はないと考えます。ただし、詳細は他工事業者との協議になります。

10/3	3	以下の資材等単価の参考資料もしくは見積業者を教えてくださいませんか ・各種ブロック ・連結金具、コーナー金具 ・2段手すり柵 ・転落防止柵(縦格子型) ・ロープ ・ロープピン ・表面処理工 ・表層工 石灰スクリーニングス ・表層工 黒土・砂・改良材・肥料 ・中層工 火山砂利	HP に告示されている資料以外の公表はできません。
------	---	---	----------------------------------